

横浜事件 再審裁判を支援する会



◀小野貞さんの手作りのプラカード。最高裁棄却決定への抗議集会を前に、小野さんはこのプラカードを手に、自宅に近い地下鉄・東陽町駅前に立った。

▲抗議集会での故小野貞さん。

5月14日 P.M.6 日仏会館
抗議集会にご参集を！
お願い！

言論弾圧の
横浜事件再審
裁判請求棄却に
抗議する集会！
横浜事件再審を支援する会

このたび小野信子さんが結婚され、長年、母の貞さんと住んだ東陽町の家を引き払うため家中の整理をした際、1枚のプラカードが見つかりました。1991年5月14日のお茶の水・日仏会館での最高裁棄却決定抗議集会への参加を呼びかける貞さん手作りのプラカードでした。一度通り過ぎてから戻って来て、「ください」とチラシを受け取り、当日集会にも来てくださった人がいた、とうれしそうに信子さんに話されたそうです。(貞さんは当時82歳でした。)

No.35

1997.12.15

〔事務局〕

東京都
千代田区猿樂町
1-4-8(〒101)
松村ビル402
☎03-3291-8066
Fax 03-3291-8066

第二次再審は
東京高裁で
継続審理中！

今年度も引き続き
会費更新(年会費
二千元)をお願いします！

●支援する会は結成12年目へ！

▼支援する会の活動も、満11年を過ぎ、一二年目に入りまして。当初の会結成のさいの呼びかけ人も、下記のようにすでに八名の方が鬼籍に入られました。第二次再審請求人の小野貞さんが、新一さん、信子さんに遺志を託して旅立たれてから二年三カ月がたちます。

▼この間、東京高裁に即時抗告した第二次再審請求は、いままなお同高裁で審理中です。

再審裁判については公判廷は開かれず、書面のやりとりだけで審理が進められるので、傍聴行動などをとることもできません

ん。そのためどうしても地道な支援活動となりますが、この裁判の本質的意味をご理解いただき、引き続き会へのご参加をお願いいたします。

- 再審裁判を支援する会
II 呼びかけ人(敬称略。*は故人)
- | | |
|--------|--------|
| 飛鳥田一雄* | 清水 英夫 |
| 家永 三郎 | 鈴木三男吉 |
| 石垣 綾子* | 中村 哲 |
| 一番ヶ瀬康子 | 沼田稲次郎 |
| 井上ひさし | 秦 正流* |
| 上田 誠吉 | 日高 六郎 |
| 宇都宮徳馬 | 藤田 親昌* |
| 嬉野満洲雄* | 堀田 善衛 |
| 大江志乃夫 | 松浦 総三 |
| 大原 富枝 | 松本幸輝久* |
| 奥平 康弘 | 緑川 亨 |
| 具島兼三郎 | 美作 太郎* |
| 古在 由重* | 山住 正己 |
| 塩田庄兵衛 | |

「第三次再審請求」について

「横浜事件・再審裁判を支援する会」事務局の〈見解〉

◆『週刊・金曜日』九月二六日号に、田中伸尚氏による「戦末期の『権力犯罪』の責任」が掲載されました。横浜事件についての記事でしたが、その中で第一次再審請求人の一人である木村亨さんらによって第三次再審請求が準備されていることが伝えられましたので、ここに見解をまとめました。

いま、木村亨氏ら横浜事件被害者による第三次横浜事件再審請求が準備されています（森川金寿弁護士団長支援）『横浜事件を考える会』。

第一次再審請求（一九八六年七月）をへて、現在、第二次再審請求（一九九四年七月）をたたかっている請求人（小野新一・信子）、弁護士団（日下部長作団長、大川隆司事務局長）、および「横浜事件再審裁判を支援する会」は、第三次再審請求の成功を期待しております。同時に、私たちが取り組んでいる第二次再審請求（東京高裁で審理中）を何としてでも実現させたいと決意しております。

第一次再審請求に対する最高裁の棄却決定（一九九一年三月）ののち、

第一次再審請求人（原告団）、弁護士団、「支援する会」は、直ちに第二次再審についての取り組みを開始しました。再審実現のカギとなるべき「新証拠」発見のため、古川純（専修大学教授）、古関彰一（獨協大学教授）両氏のご協力をいただき、日本公文書館をはじめ、アメリカ議会図書館公文書館での占領軍押収文書の調査を行いました。しかし、「周辺資料」は発掘されたものの、決定的資料は発掘されませんでした。

そこで、原告団、弁護士団、支援する会事務局による合同の討議の結果、判決書等が現存する（したがって、「一件記録の不存在」を理由に審理

不能と拒否できない）小野康人氏の妻・貞さんを請求人とし、その判決文の証拠標目に掲げられていない（すなわち当時の法定において実際に審理されなかった）「細川嘉六論文」を「新証拠」として第二次再審請求を提起しました。

請求に際しては、今井清一（横浜市大名誉教授）、荒井信一（駿河台大学教授）両氏による細川論文の「鑑定書」も提出しました。

しかしながら横浜地裁は、当時の裁判過程をろくに検討することもなく、「細川論文」は証拠として審理されたに違いないとの独断的推論によって、請求を却下しました（一九九六年七月三〇日）。

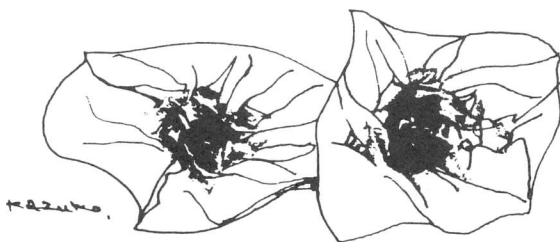
私たちは、この理不尽な決定に対して即時抗告、現在、東京高裁において審理中です。

第二次再審において小野康人氏にほぼって再審請求したのは、一件記録の不存在による審理不能などと

いう形式論理で拒否できないケースをもって再審を実現し、そのことによって全事件関係者の再審への突破口にしようと考えたからです。

私たちが第二次再審をかちとることは、第三次再審請求を成功させる道につながると考えます。東京高裁の決定は、予測のかぎりではありませんが、人権の回復、言論・出版・思想の自由確立という大きな現代的意義をもつ横浜事件再審実現のため、たたかいかいぬく決意しております。

（一九九七年一月一日）



中央公論社会長・嶋中鵬二氏が、本年四月三日、永眠された。

一九八六年七月三日、第一次横浜事件再審裁判申し立て横浜地裁が（マスコミで報じられたその日の夕刻、嶋中氏は申し立て人の一人となった嶋中繁雄氏（元『中央公論』編集長）宅を訪ね、激励と支援の意を表明された。

それからしばらくして、支援する会結成を前にして、畑中さん、故永倉あい子さん（元中公新書編集長、支援する会事務局）と私は連れ立って、中央公論社に嶋中氏を訪ねた。

再審申し立てに至る経緯と趣旨をききながら、「これからいろいろたいへんでしょね、ことは簡単に運ばないでしょからね」と嶋中氏は



嶋中 鵬二氏・遺影
（中央公論社提供）

いわれた。「ええ、それは覚悟しています」と畑中さんや私たち。何ごとも慎重で冷静な嶋中氏は、このとき、すでに再審裁判の前途の困難さを見とおしているかのようだった。

申し立て人の方々も、弁護士（森川金寿団長、大川隆司事務局長ら）も、支援する私たちも文字どおり徒手空拳ではじめた運動だから、私た

追悼 嶋中鵬二氏 と横浜事件 （中央公論社・会長）

橋本進

ちの願いは、当然、カンパ要請だった。嶋中氏は快諾され、当座のことだけではなく、困ったときはいつでも相談に応ずる旨をいわれた。そして数日後、支援する会（準備会）事務局へかなりの額を振り込んでいただいた。無一文に等しいかたちではじめた運動には、有り難い額だった（最初のころ、申し立て人の故青山鉞治氏や故平館利雄氏が財政を助けてくださり、その後は、多くの有志

市民や出版労連などの団体が会費、カンパで支えてくださっている）。

私はそのとき、嶋中氏の畑中氏に対する信頼、敬愛と同時に、横浜事件への氏の深い思いを感じた。軍部・特高によって何人もの社員が弾圧され、理不尽にも社が解散させられていく過程を、嶋中雄作社長の次男として身近に体験された嶋二氏にとって、横浜事件は決して、過去の不幸な事件ではないようにみうけ

られた。自由主義ジャーナリストであった雄作氏と同じく、自由主義者であり合理的精神の持ち主であった嶋二氏には、軍部・特高の野蛮さ、理不尽は耐え難いものであったろう。

一九八八年、申し立て人の一人、青山鉞治氏が逝去されたとき、同年二月一六日の告別式に嶋中氏は参列された。青山氏は元改造社員、生前、嶋中氏とは面識はなかったはずである。多忙な社長業務の合間を縫っての参列に、私はあらためて事件への氏の思いの深さを知った。

カンパ要請時の氏の言葉——「かげながらの支援にさせていたたたいたい」に従って、カンパその他について、すべて、申し立て人、弁護士、支援する会事務局の内部にとどめてきた。しかし、ご逝去の今日、故人の遺志をこのまま埋めてしまうにはしのびないとの思いから、これらの事実を会員の皆さまにお伝えすることとした。

あらためて生前のご支援に感謝しつつ、心からご冥福をお祈りします。

（「支援する会」事務局）

座談会

若い人たちと語る
横浜事件・再審裁判

んで、その後を私がつぎました。そんな関係があって、「国家秘密法に反対する出版人の会」を結成したときも橋本さんといっしょに事務局を担当し、さらにその延長で八六年、「横浜事件・再審裁判を支援する会」を発足させるさいも橋本さんといっしょに事務局担当ということになりました。



■加藤 それでは横浜事件についての印象や感想からいかがですか。

■吉田 三年くらい前に横浜事件を題材にした青年劇場の演劇（『村井家の人々』）を見にいきました。言いたいことはわかるのですが、事件そのものが何がどうなっているのか伝わってこなくて、よくわからなかったのです。その後、出版労連の方に教えていただいて、こういう弾圧事件があったのだということを知りました。

事件の内容や背景を知らない人にとっては、やはりとつきにくいような気がします。わかりやすく説明した資料が少なく、何も知らない人が興味を持って参加していきにくい形がつけられています。

になります。高校日本史の教科書編集を担当しています。

■吉田 転職してマキノ出版に入って七年目になります。経理をやっています。横浜事件の名前だけは聞いたことがあります。あまりよくわかっていない人間の印象はどんなものかという「サンプル」になるかと思っただけです。

■北村 三省堂に勤務しています。入社して二年半になります。電子出版部でCD-ROMや電子ブックを担当しています。横浜事件のことは全然知りませんでした。教科書裁判かなと思っただけです。

■梅田 私は支援する会の事務局を担当していますが、仕事の方は一九七三年から高文研という小さな出版社をやっています。

いまの出版労連がまだ出版労協と違っていたときに出版対策部長をやりました。その初代部長は橋本進さ

●支援する会の活動も一〇年を過ぎました。この間、たくさんの人たちにご協力いただけてきましたが、会員数は正直のところ漸減気味で、なかなか広げていくことができないです。

●一つには、横浜事件そのものが半世紀も前のことであり、とくに若い人たちにとっては、それを今日の問題としてとらえるのがむずかしいということがあります。

●そこで若い人に集まってもらい、率直な意見を聞いてみることにしました。結果として、事務局側の話を中心にになってしまいましたが、一〇年を過ぎた支援する会の活動を振り返る意味でお読みいただけたら幸いです。

集まってくれたのはいずれも出版で働く人たちで、出版労連の組合員です。座談会はさる八月六日、事務所で行いました。（文責・加藤健文）

参加者

*伊藤由美子（実教出版）

*北村 尚紀（三省堂）

*吉田 裕子（マキノ出版）

*高木 宏（東大出版会・前出版労連中執）

■支援する会・事務局

*梅田 正己

【司会】加藤健文

「横浜事件」という呼び名

■加藤 確かにはじめての人にほわかりにくいかも知れせんね。

■伊藤 私が担当している高校日本史の教科書には横浜事件の簡単な記述があります。細川嘉六さんや出版界などに対して治安維持法による弾圧が行われた、という程度ですが。

■北村 ところで、どうして「横浜」事件といわれるのですか。

■梅田 政治学者の細川嘉六さんが太平洋戦争中の一九四二（昭和17）年に総合雑誌『改造』に寄稿した論文「世界史の動向と日本」に端を発して、当時の雑誌の編集者や研究者など多数の人々が、横浜の各警察署で拷問をとまなう取り調べを受け、横浜地方裁判所で判決を受けたので、「横浜事件」というのです。

■吉田 その裁判はきちんと行われたのでしょうか。

■梅田 日本は連合国のポツダム宣言を受け入れて降伏したわけですが、そのポツダム宣言の条件の一つに日本国内の民主化ということがありました。ところが横浜事件は民主化と正反対のこをやっていたわけですね。これが明るみに出ると、裁

判官、検察官はじめ警察幹部などみなポツダム宣言違反になってしまふ。

敗戦当時は弾圧の「生き証人」である被告たちは拘留所にいるわけですから、占領軍がやってきたら、いつ自分たちの権力犯罪が暴露されるかわからない。で、とにかく早く追い払いたいが、一応法治国家だから体裁だけは整えなくてはならない。それで起訴状朗読から判決まで一気にすませるといふやつつけ裁判をやつて、みんな一律に執行猶予三年で決着をつけてしまったのです。

一方、被告の方々も、当時の東京も横浜も空襲で焼け野原になっていたわけですから、当然、とにかく一日も早く外へ出て家族の元へ戻り安否を確かめたいと思つてゐる。そこで実刑ではなく執行猶予だからというので裁判所と妥協するんですね。

■吉田 その裁判ですが、今は必ず弁護士がつきますね。そのときは被告それぞれに弁護士さんがついていたのでしょうか。

■梅田 つきました。ただしお一人です。海野普吉さんという弁護士さんがただ一人で全員を担当しまし

た。治安維持法違反は最高刑が死刑、その被告は思想犯として最も危険な人物とされていましたから、その弁護を引き受けるということ自体が命がけだったわけですね。

■加藤 横浜事件の裁判では判決文そのものが残っていない人もたくさんいるのです。終戦後すぐに、ほとんど焼いてしまったようです。

■吉田 法務省とかそういうところにも写しがないのですか。

■梅田 横浜の検事局に保管義務が

特高警官の告発と最高裁の有罪判決

■加藤 戦後の裁判についても簡単に説明していただけますか。

■梅田 戦後、被害者たちが集まって、酸鼻をきわめた拷問を加えた特高警官を告発できないかという相談をします。その時に自分はどういう拷問を受けたかという手記を書き、それをもとに検察官や特高警察官を告発しました。横浜地裁から東京高裁をへて一九五二（昭和27）年に最高裁で特高警官三名に対し有罪判決が出ます。

ところが、判決翌日の四月二八日、対日講和条約が発効して、日本

あるのですが、無限に保管しておくということではないようです。

ところが、その資料がなくなったというのも非常に不思議なんです。小野康人さんは判決書も予審終結決定書というのでも残っています。木村亨さんは予審終結決定書だけ残っている。小林英三郎さんほどちらも残っていない。

■加藤 敗戦の当時はたしかに大混乱だったのでしたが、まだどこかに残っている可能性もありますね。

は独立を回復するわけですが、その特赦として有罪の特高警察官は獄に下らないですんだわけです。

それにしても特高警察官が拷問をやつたということも最高裁が認めたわけで、そのときすぐに再審裁判を起せばよかつたのです。

再審裁判を起すときの第一の条件は新しい証拠の発見です。官憲が拷問をやつたことを最高裁が認めたわけですから、横浜事件での「犯罪事実」は拷問によって自白を引き出されたものであり、すべてでつち上げによるフレームアップだということを訴えればよかつたのです。しかし当時は生きてゆくのに精一杯でその余裕もなかつたのですね。

第一次再審裁判の経過

■加藤 その後三四年たって、再審請求になるわけですが。

■梅田 その第一次再審請求で「新証拠」としたのが、さっきの一九五二年の最高裁判決です。拷問をやったということを経最高裁自身が認めているのではないかとことです。

この特高警官の告発には三〇数名の人が参加したのですが、実は最高裁が拷問があったということを確認したのは益田直彦さん一人だけなんです。この益田さんの大腿部に傷跡があり、それを証拠として「特別公務員による暴行凌虐が行われた」という判決があるわけです。

このことを受けて第一次再審のさいの横浜地裁は「拷問は確かにあった。しかし最高裁が認めているのは増田直彦だけである。ところが増田直彦はこの再審請求人に入っていない。だから、小野康人も、川田寿も、木村亨も、青山鉞治も、この人たちに對して拷問をやったということを経最高裁が認めているわけではない」としたので。

これはしかし常識的にあり得ないことです。横浜事件の被害者は氏名

のわかつている人だけでも六〇数名に及び、その人たちは同じ一連の容疑（共産党の宣伝、党再建議）で検挙され、横浜市内の各警察署で取り調べを受けている。その中の一人だけが拷問を受け、後の人は受けなかったなどということは考えられない。

しかし、横浜地裁はそういう常識にはおかないなりに、形式論理で拷問はなかったとして突っぱねたのです。そのあとの東京高裁の判決ではさすがに他の人々にも拷問が加えられたことが類推されるとしたわけですが、しかし一件記録がないという理由で棄却を決めました。

第一次再審原告団の人たちは、いま

■吉田 事件関係者の方々は今ほどのようにされていますか。

■梅田 第一次再審請求は、被害者本人と遺族あわせて実質八名の方で行ったのですが、この裁判を提起してからこの一年間で半数以上の方が亡くなられています。

最初に亡くなられたのが和田喜太

郎さん（元中央公論編集部）のお母さんのかよさんと、妹の気賀すみさんが引き継がれています。次に青山鉞治さん（元改造編集部）が八八年に、つづいて九二年に平館利雄さん（元満鉄調査部）が、そして一昨年、小野貞さん（遺族、夫の小野康人さんは元改造編集部）が亡くなられ、

なぜ、いまなお再審請求なのか

■加藤 第一次再審請求では、先ほど言われたように九名（実質八名）の申立人だったのですが、第二次は

小野さんの件だけで取り組んでいます。弁護団と相談し、小野さんの場合もつとも材料がそろっているというので、これを突破口に再審を実現しようということですね。だから他の方々は関係ないということではなくて、何とか再審裁判の扉を開くことを第一に考えて、小野さんの件を取り上げています。

■梅田 若いみなさんに聞きたいのですが、横浜事件は大昔の事件で、当事者の方々も亡くなっていて、そういう再審裁判にどういう意味があるのか、どういう意味をそこに思いだして「支援する会」をつかってやっているのかということが疑

昨年には小林英三郎さん（元改造編集部）が亡くなられました。

第一次再審請求人でご存命なのは、木村亨さん（元中央公論編集部）、畑中繁雄さん（同）のほか川田貞子さんが和歌山の老人ホームにいらつしやいます。

問なのではないですか。

■吉田 やっつけ裁判だったにしても「前科」は残っているわけだし、名誉を回復したいとか、思想や言論を意味もなく弾圧されたわけですから、国にそれを認めさせて、今後そういうことがないようにしようということだろうとはおぼろげに思うのですが。

■北村 オウム事件のときに、信者だというだけで別件逮捕された人たちがいたように、こういう事件がまた起こる可能性があるからだと思います。そうじゃないと自分には関わってこなくなりません。昔ひどいことがあったね、ということだけでは運動は広まらないし。

問われなかつた司法の戦争責任 新ガイドラインと戦時言論統制

■伊藤 なぜいまも再審裁判をやるかということですが、私も、同じことを再び繰り返させないためには、きちんとその過ちを認めさせることからしか始まらないと思います。国や裁判所に間違いと責任を認めさせて、もう二度とあのようなことは起こさせないようにする、そこに再審の意味があるのではないかと思っています。

■梅田 そうですね。一つは何といつても人権の回復ということですが、理不尽に人権が侵害されたわけで、その回復ということがまずありません。

次に、「従軍慰安婦」問題での国家の責任もそうですが、国家の一機関である裁判所が誤った裁判をしたということを確認してもらいたい。実は戦後、司法の戦争責任は問われてきていません。戦前、治安維持法体制下で司法にたずさわってきた人たちが、戦後も裁判官や検事を続けてきているわけです。一人も責任を問われていない。治安維持法だけ

が悪いということではなく、その悪法を行使してきた司法機関の責任をきちんとしないと、日本の国として戦争責任の総括をしたということにはならないのです。再審請求はつまり、司法の戦争責任を問うということでもあります。

■加藤 しかも、司法の戦争責任というやむやにしたまま、いつまた同じような状況が生じてくるかわからないですね。

■梅田 第一次再審請求のきっかけとなったのは一九八五年の「国家秘密法案」の出現でした。これは政府による情報・言論の統制をもくろんだもので、このときは大きな国民的運動で廃案になりましたが、いままた「日米防衛協力の指針」の改定という問題が出てきています。この新ガイドラインでは、米軍の作戦行動をたすけるために、掃海艇を出して機雷を除去するとか、経済封鎖のさいには他国の船の臨検をやるということまで自衛隊がやるということになってきています。いつでもアメ

リカと組んで戦争ができるということまでできているわけです。

しかし実際に戦争をするためには、国内の法律を変えなければなりません。米軍のために民間の空港や港湾を提供し、民間人——例えば医師や看護婦、運輸、港湾関係者を強制的に動員して協力させるためには、罰則規定をもった新しい法律を準備しなければなりません。

これがいわゆる有事立法——正確には戦時立法というもので、新ガイドラインの次には間違いなく出てきま

危ない雲行きはわかっているが

■吉田 そうした危なそうな情勢に関して、私自身は危機感を感じるところはあるんですが、言っても無駄という感じが強いんですね。

たとえば、選挙のときに言っていることと、実際に議員になってからやっていることが全然違うとか、そういうことが日常茶飯事にあって、

ある意味では麻痺しているのかもかもしれません。憲法などで保障されているはずのものが、実は危ないのではないかという思いもあるのですが、最近はいろいろありすぎて、情報にも追いついていけないし。ピークを

す。

この戦時立法の中の重要な要素が情報・言論統制です。過去の経験からすれば、戦争状態に入ったら必ず情報・言論統制が出てくるし、箝口令がしかれる。そのためには立法が必要になる。だから、国家秘密法は消えてしまったわけではなくて、それが出てくる土壌はますます広がってきていることになりました。

■加藤 手を変え品を変え、国民の様子を見ながら、全体的には相当危険な状況になっているようです。

過ぎると報道もされなくなり、みんな忘れてしまつて、次の新しい話題に飛びついていったりしてしまつような状況ですから。

■加藤 吉田さん自身は、いま関心を持っていることにどんなことがありますか。

■吉田 沖繩の「一坪反戦地主」にならないかと誘いがあつたのですが、公安の人が来るんだよ、チェックされるんだよ、なんてそんな話を聞くと、ひよつとして家族に迷惑がかかるんじゃないかと考えてしまつたりしてできなくなつてしまってます。

ガードが固い若い人の人間関係 教科書編集で知る出版の不自由

■加藤 新ガイドラインなどをめぐる情勢について、吉田さんは危機感をもっていろいろお話でしたが、一般にいまの若い人たちを見ていると、それほどいろんなことを考えているように見えませんよね。

■吉田 そんなことではないでしょう。ただ、そういう突っ込んだ話をする機会とか人間関係をつくるためには時間と手間がかかるので、そこまでいくまでにみんな適当に表面だけ楽しくということになってしまったりしないかと思えます。

■加藤 確かに、若い人たちと話していて、こんなことを一生懸命に考えているのかと思うこともあります。しかし、みんなそれをいろいろな場所で見えないんですね。突っ込んで話をするといろいろなことを考えていることもわかりますが。

■吉田 相手に伝えるレベルまでいかに話すごく時間がかかるんです。

■加藤 伊藤さん、いかがですか。

■伊藤 私の場合は、考えているこ

とを仕事の中でやっていけるといって、そういう仕事にめぐりあえてよかったと思っています。

教科書編集には検定があります。もちろん戦前・戦中の検閲とは同じではありませんし、法律違反で逮捕されるということはないんですが、たとえばこの横浜事件で『改造』に論文を掲載するにあたって検閲をどう回避するかということ、編集者が集まってうまくすり抜ける文章を考えると、言うことを知って、まったくそのとおりでないかと思えました。

社会科学の場合は、教科書裁判もありますし、一九八二年の「侵略・進出」の書き換えの問題で外国からの非難もあって、状況は以前よりかなりよくなっています。それでも、明らかに検定に引っかかるだろうなと承知しながら書いて出すということ、はしょっちゃうやつていますが、そうすると必ず検定意見がつくという状況があります。

また教科書は自由に発行できない

という状況が今でもあるので、そういう意味では出版の自由というのがまだまだ未完成ではないかと、仕事をしていると感じます。

■加藤 北村さんの職場は電子出版部ということで、CD-ROMなどをつくっている職場ですね。

■北村 そのせいかどうかわかりませんが、こういう何とか事件と言っても、昔のことというイメージがあつて、自分とあまり関わりがないような気がしてしまっています。みんな「こんなこと、もう多分、今の日本ではあるはずないよ」と思っていると思います。現実味を感じていないというか…。

「慰安婦」問題 と教科書攻撃

■加藤 「従軍慰安婦」の問題では中学校社会科教科書発行の出版社へ右翼が「抗議」に行き、また社長の自宅の写真を撮り、それを送り付けて脅迫したりしました。そういう話を聞いて、どうですか。

■北村 昔からあったわけではないですね。最近になってからです。

■梅田 これほどのことは今回が初めてですね。

■加藤 特異なというか、変な時代になってきている。

■高木 こういう脅しの意味を持つてくるとみなが思ってしまうのは、かつては「風流夢譚」事件（一九六一年、右翼が鳴中・中央公論社長の自宅を襲い、お手伝いさんを殺害、婦人を傷つけた事件）とか、近年では朝日新聞阪神支局襲撃事件とかがあったからでしょうね。やっぱりすごく気持ち悪いですね。

■吉田 最近もまだ右翼が出版社へ行っているのですか。

■加藤 行っているようです。

■伊藤 高等学校の教科書は六月末に昨年の検定の公開をしています。が、特に変わりはないようです。

■北村 教科書に「従軍慰安婦」のことを書いたとしても、そんなに詳しく書いてあるわけではないですよ。多くの女性が「従軍慰安婦」にされたというだけで、それがどんなものかわからないですよ。

■梅田 数行です。しかし、載せただけでだめなのです。

■加藤 それは多分、右翼側にとつてみると一つの象徴なのでしょう。今回も、教科書会社がどう対応するかということに注目しているんだろうと思います。

反戦地主攻撃に狂奔した雑誌 戦中と二重写しに見える光景

■梅田 ところで、沖縄の米軍用地特措法「改正」は今年四月、国会で圧倒的賛成で通ってしまいました。

あのとき例えば文芸春秋社は一坪反戦地主の人たちの全名簿を「国賊反戦地主」という扱いで自社の雑誌に公表しました。

反戦地主と呼ばれる百数十名の私たちは、一九七二年の復帰以降、あらゆる迫害に耐えて生きてきたわけです。自分の良心と平和への意志を守り抜いてきている人たちが反戦地主なのです。それを支えるためにつくられたのが一坪反戦地主会。

ところが、その一坪反戦地主バツシングを出版界の一部が始めた。それをやっているのは、「自由主義史観」を擁護して、その発表の場を提供してきたところと同じ会社なのです。しかも沖縄大学学長をとめたS教授は嘉手納基地内に土地を持つれつきとした反戦地主ですが、そのS教授を「一坪反戦地主」としてた

国の代表的な出版社の雑誌が平然と書いているのです。

■加藤 何か戦前・戦中と似たような状況が出てきていますね。

■梅田 第一次再審の請求人の一人で、戦争中『中央公論』の編集長だった畑中繁雄さんが『日本ファシズムの言論弾圧・抄史』（高文研）の中でこんなことを書かれています。

当時、陸軍報道部が総合雑誌六誌の編集長や編集部員を毎月一回呼んで、「お前のところの今月の記事は……」と論評していた。そのさい『中央公論』と『改造』が「この非常時にこんな記事を書けるとは何事か」といつも槍玉にあげられた。

そういう中で、当時は書籍用紙は統制で配給制になっていましたが、同業者の中から「あんな国賊的な雑誌にまわす紙があったら、我が方にください」という手合いまで現れた。当時、日本編集者協会というのがあったんですが、一九四一年二月八日に太平洋戦争が始まった、そ

の四日後の日付で、決議文を出します。それが文芸春秋社の『文学界』に社告のような形で掲載されていますが、その内容は日本編集者協会と文芸春秋社の連名で、「我ら日本編集者は……聖戦の本義に徹し……鉄石の意志をもって言論国防体制の完璧を期す」というものでした。

■加藤 何だか現在と類似しているようですね。

■梅田 出版界の状況や新聞界でも産経や読売による朝日攻撃を見てみると、現在と戦争中が二重写しになっていますね。

横浜事件をもつと 広く知らせるには

■加藤 最後に「支援する会」を展览展示していくために何かサジェスションなどがありましたら。

■吉田 出版労連の組合員とか出版人とかでない一般の人に知らせるために、たとえばインターネットを利用したらどうでしょうか。ホームページは趣味の分野とかですとたくさんあるのですが、こういう堅い話というのはあまりありません。先日「教科書裁判」「再販問題」で検

索してみました全然なくて残念でした。支援する会でもホームページをつくったらどうかと思います。

それから、活字離れというのもあるでしょうが、書店で本を手に入れるのが難しいと思うんです。今の若い人はすぐに手に入るものでないといけないし、興味を持ってくれないということがあって、書店に行けばもういいや、とかいうことになります。インターネットは限られた人しか利用していませんが、これからふえていくでしょうし、横浜事件や支援する会の存在を知らせる一つのメディアとして利用したらどうかと思います。

■伊藤 私は、ここで梅田さんが私たちに話してくださいましたような内容を、Q&Aみたいな形で伝える手帳な本があればと思います。横浜事件の場合はやはり教科書裁判と違って事件そのものを理解するのがちょっと大変なような気がします。

■加藤 関係者も亡くなっていきましたね。ブックレットのようなものが作れるといいかもしれませんね。今日はどうもありがとうございました。これを一つのきっかけにして、これからは横浜事件に関心を持ち続けてくださればと思います。

*会員の皆さんから

●事務局へお寄せくださった会員の皆さんの声を紹介します。一部省略など文責は事務局。

◆私が横浜事件を知ったのは、青地晨先生の『冤罪の恐怖』という著書でした。北区滝ノ川に住んでいた頃のこと、懇意にしていた本屋の主人が恐い本が出たと言いつけてくれました。その本をきっかけに松山事件、財田川暗黒裁判、免田栄獄中記、堀川事件、記憶の闇、法定等夢中で読みましたが、冤罪事件の多さに驚きました。また、別件逮捕をして拘留し立件に持ち込む、とあるのは、つくづくと日本は警察国家だなぁと恐怖をおぼえました。昭和二七、二八年頃だったと思いますが、何の本だったか、一人の刑事が泊の「記念写真」をかざしながらこれで立件できると言ったと書かれているのを読みました。最近その本が何だったか気になり、国会図書館等へゆき調べてみましたがわかりません。

横浜事件の再審請求を知ったのは小野貞さんの冊子『横浜事件を風化させないで』が新聞で紹介された時です。冊子購入を申し込み支援する会に入会いたしました。冤罪を許し

てはいけないという思いを新たに、これからも支援していきたいと思えます。

南部 正男

◆「今の状況は戦争に向けて進んだ時代に似ている」は私ども体で戦争を体験したものの実感です。沖繩の「特措法」成立時の90%近いといわれた賛成票は恐ろしかったですね。自民党の中でも半分あるかないかと最初言われていた票が、ドドッと雪だるまでした。けれども当地では、それを語る相手もいません。むりやり話しても「思いこみが激しい」と片づけられてしまうし、全く関心をもつ人がいないのです。政治がこれほど個人の権利を侵害している時代も少ないと思いますのに、生活と政治を結びつけて考える人が殆どいないのです。本当に深い穴に落ちこんだような心持ちです。

(帯広市) 加藤丸子

◆今夏は猛暑続きで老齢の身に加え身体障害者ですのですっかりへばってしまいました。横浜事件は私の最も関心のある事柄です。戦前のあの悪虐非道極まる治安維持法の犠牲となられた方々を忘れることは出来ません。

(元筑波大教授) 北 繁

◆暑中お見舞いありがとうございます。お蔭様で何とか、孫と暮らして

います。富重(注・元改造社員)逝きまして十年の月日がたちました。横浜事件では青山様、小林様と他界されて寂しい限りでございます。支援なさる方々のご努力の程、お察しいたしております。皆様のご健康を念じております。

富重和子

◆永山則夫の死刑執行もみせしめのように行われ、秋には「ガイドライン」が見直され、また一歩戦争に近づくと、なんだか気持ちが悪くなるばかりです。

森田敏彦

カンパを寄せられた方々(敬称略)

- 〈2月〉 出版労連
- 〈3月〉 青山房子・小野信子・猪股一夫
- 〈4月〉 松岡喜美栄・外山雄三
- 〈5月〉 中村速男・小西忠彦・天野あぐり・中村智子・田口信行
- 〈7月〉 田浦勉・鈴木龍治
- 〈8月〉 斎藤信子・山川次郎・吉田裕子
- 〈10月〉 斎藤信子

事務局から

▼今年もあますところわずかとなりました。会員の皆様も何かとお忙しいことと思います。会報の発行が遅れ、その師走のさなかなとなってしま

いましたこと、まずお詫びいたします。▼関係者の方々の近況をお知らせいたします。

昨年飽き、小林英三郎さんが亡くなられて一年が過ぎましたが、奥様の貞子さんは、英三郎さんの遺志を大切にしたい、自分が元気なうちは再審裁判のことも受け継いでいきたい、私にできることがありましたら、言ってください、とおっしゃってくださっています。

氣質すみさんは元気です。青山房子さんも、歯の治療にかよっていらっしやいますが、お元気です。

再審請求人としてお母さんの遺志を引き継がれている小野信子さんは今年六月に結婚され、斎藤信子さんとなりました。以前にもましてお元気です。

(金田)

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066 (Fax共用)

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」